平成２８年（フ）第１１号
千葉県鎌ケ谷市中佐津間１丁目15番９－１号
破産者　渋谷　正春
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１２号
千葉県鎌ケ谷市中佐津間１丁目15番９－１号
破産者　渋谷　千景
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７６号
千葉県野田市山崎2699番地の199　ハイツタートルヒルＡ107
破産者　村田　拓矢
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３号
岐阜県高山市花岡町２丁目55番地９　飛騨ビル５Ｆ
破産者　有限会社チーム21
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第４００２号
大阪市平野区長吉出戸３丁目２番15号
破産者　有限会社テイコク
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７４０号
大阪府摂津市東別府１丁目２番10号　ゾン・エバーグリーン201号
破産者　株式会社エバーグリーン
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０５３号
大阪市平野区加美正覚寺４丁目５番40号
破産者　丸新金属株式会社
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８３５号
大阪府高槻市津之江町２丁目21番９号
破産者　有限会社コミニティプランニング
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９１８号
大阪市淀川区塚本３丁目１番25号
破産者　株式会社グリーンビルサービス
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９６７号
大阪府茨木市舟木町12番13―108号
破産者　くろーばー有限会社
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７５７号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地３－12―505
破産者　櫻井　規子
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９３１号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地２－11―302
破産者　重藤　泰宏
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２６７号
福井県あわら市二面４丁目101番地
破産者　株式会社中澤オート
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
愛知県岡崎市保母町字神田16番地５
破産者　有限会社ムライエクステリア
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
神戸市西区神出町北794番地の４
破産者　株式会社ビーコム（旧商号有限会社ベアーズコミュニケーション）
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第５号
福岡県田川市大黒町９番17号
破産者　龍保険サービス有限会社
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第２２１号
大分市原新町３番９号
破産者　有限会社ゴダイ企画
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７４８号
千葉市緑区おゆみ野中央６丁目４番地15
破産者　池田　松江
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１７９号
千葉県習志野市藤崎４丁目21番26号
破産者　山口　享宣
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９０号
千葉県市川市南行徳４丁目９番６―303号（第２パークサイドマンション宮崎）
破産者　池上　政之
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９１号
千葉県市川市南行徳４丁目９番６―303号（第２パークサイドマンション宮崎）
破産者　池上　倫子
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１９７号
千葉県船橋市金堀町521―36　医療法人社団健仁会船橋北病院内、住民票上の住所千葉県船橋市薬円台１丁目４番１号　サンパーク薬円台105号
破産者　佐々木　元
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係